

基本計画（商業登記等）の論点
〈法務省〉

1. 電子化・オンライン化の推進

- ① 法人設立登記、役員変更登記に関する本人申請は、以下表の通りオンライン利用率が極めて低い状況にある。（前年同月比で▲1.1%で0%）。加えて、補正率についても、依然として高い水準にあり、前年同月より上昇している（前年同月比で+4.4%の35.6%）。この原因について、どのように分析しているか。

【本人申請手続のオンライン申請率】

	2017年10月 [実績]	2018年10月 [実績]	2020年3月 [目標]	将来的な目標 (2022年3月)
法人設立登記 (前年同月比)	0.0%	0.9% (+0.9%)	3.0%	25.0%
役員変更登記 (前年同月比)	1.1%	0.0% (▲1.1%)	3.0%	20.0%

【本人申請の補正率】

	2017年10月 [実績]	2018年10月 [実績]	2020年3月 [目標]	将来的な目標 (2022年3月)
法人設立登記 (前年同月比)	23.5%	27.9% (+3.7%)	18.8%	15.0%
役員変更登記 (前年同月比)	31.9%	35.6% (+4.4%)	25.5%	20.4%

- ② 本人申請のオンライン利用率を向上させるため、以下の措置を講じるべきではないか。

- (1) 社会保険等の分野においてはAPI連携によって民間ソフトウェアからの申請が増加し、オンライン利用率が大幅に向上しつつある。登記分野においても同様にAPIを早急に開放※すべきではないか。

※ここでいう「開放」とは、プログラムを公開し、その旨を広く周知した上で、

API導入実践ガイドブック等も併せて公表する等、開発事業者が利用する目的に適した形で提供することをいう。

- (2) 「オンライン申請できる」手続についても、「申請書はオンラインで提出できるが、

添付資料（議事録等）は別途郵送する必要がある」という実態がある。添付書類も郵送によることなく、電子で手続を完結できる制度・手続にすべきではないか。

③ 政府全体で「デジタルガバメント」が推進され、他の分野でも積極的な取組が進められる中で、「2020年3月3.0%」「2022年3月25%」という目標値を改定し、引き上げるべきではないか。（このままいくと、遠くない将来、あらゆる手続がオンラインでできるのに、登記に関する手続だけが紙手続という状況にならないか。）

④ 本人確認ガイドライン（各府省情報化統括責任者（CIO^{※1}）連絡会議決定）では、「申請データに対して、法人等代表者へ発行された電子証明書^{※2}を用いて、電子署名を付与」と「法人共通認証基盤による多要素認証（ID・パスワード）」は同じリスクレベル（レベル2：遠隔または対面での身元確認・複数の認証要素）となっている。

したがって、変更登記等の認証手段としては、法人共通認証基盤（ID・パスワード方式）を利用することも可能ではないか。

※1 各省庁（法務省含む）の官房長等が構成員を務める。

※2 対面によって発行されたICカードを用いて付与された電子署名はレベル3であるが、商業登記電子証明書は郵送でも発行可能であり、かつ、ハードウェアトークン（≒ICカード）は用いておらず、レベル2に分類されている。

⑤ 商業登記電子証明書の発行済数（足元で利用可能なもの）の最新値は、3万弱^{※1}に留まる。仮に登記申請等について電子証明書が必要とするならば、一定回数までの行政手続に利用する商業登記電子証明書の利用料を無償にするなど、利用頻度の少ない事業者負担とならないオンライン利用の促進方策を検討すべきではないか。

⑥ 上記に関連し、政府全体のデジタル化の取組で本人確認が重要な論点となっていることを踏まえ、「商業登記電子証明書の発行済数」については、制度開始の年度に遡って公表するとともに、今後も定期的・継続的に法務省HPで公表していくべきではないか。その際、課題の分析を行うため、有効期限別、発行対象者別の内訳等も併せて公表していくべきではないか。^{※2}

※1 直近の最新値は、第7回行政手続部会第2検討チーム（平成30年3月23日）にて法務省提出資料にある29,151件。

※2 電子証明書機能を有するマイナンバーカードについては、既に2～5か月おきに交付件数を公表している。

2. 規制改革ホットラインに寄せられた意見について

⑦ 規制改革ホットラインに、「確定日付は公証役場以外でも、法務局で受けることができる。これらの申請先についても、オンラインで申請できるように改善するべきである」という意見が寄せられている。これに対し、法務省からは、「利用件数が減少傾向にあることを踏まえ、慎重に検討」という回答をいただいたところであるが、具体的な件数の推移を示していただいた上で、オンライン化を実現できないのか、技術面での課題等は何なのかについて、ご回答いただきたい。

3. 電子公告について

⑧ 登記情報の公告について、会社法により、官報や日刊紙または電子公告により行う必要がある（官報では1枠につき36,489円の費用が発生。）（会社法第939条第1項）。

電子公告では、官報又は日刊新聞紙の場合と異なり、事後の改ざんが容易である等の理由により、電子公告が適法に行われた客観的証拠を残すため、自社ウェブサイト等に公告情報を掲載後、一定期間は法務大臣の登録を受けた電子公告調査機関の調査を6時間に1度以上の頻度で受ける必要があり、調査委託コストが発生する（ある調査機関の場合、1公告調査（4か月未満）につき、公告調査委託料は約8万円）（電子公告規則第5条1項）。

この論点について、昨年度の行政手続部会において以下の通り「慎重な検討を要する」旨の回答をいただいた所であるが、その後の検討状況について、ご回答いただきたい。

第7回行政手続部会第2検討チーム 資料1-2（法務省提出資料）（抜粋）

改ざんすることができない公共のサーバーを利用した電子公告を会社法上許容するか否かについては、電子公告調査機関の調査を不要とするに足りるだけの安全性等としてどの程度のものを必要とすべきであるかや、そのような安全性等を備えた公共のサーバーを準備する実現性やそれに要するコスト等を踏まえた慎重な検討が必要であると認識している。

4. コスト計測結果について

⑨ 平成30年度のコスト計測結果によると、平成29年度に比べ、「株式会社の設立の登記」については56.2%削減、「株式会社の役員変更の登記」は70.3%削減となっている。これについて、以下①～③について、ご説明下さい。

- (1) コスト計測結果の内訳を記載頂きたい。
- (2) 高い削減率となった要因について、分析の上ご説明頂きたい。
- (3) 今回算出したコストを取組開始時のコストとしたいとの以下の申し出について、詳細な説明をお願いしたい。（今回算定したコストを基準としたい理由が、以下の説明では把握しかねるため）

（法務省からの申し出）

平成30年9月から11月までの間に登記申請人に対して実施したアンケート調査の結果（平均値）に基づき算定した。

なお、平成29年度における作業時間は、短期間かつ小規模で実施したアンケート調査に基づいて算定した数値であるため、今回算定した作業時間を基準にして目標を設定したい。